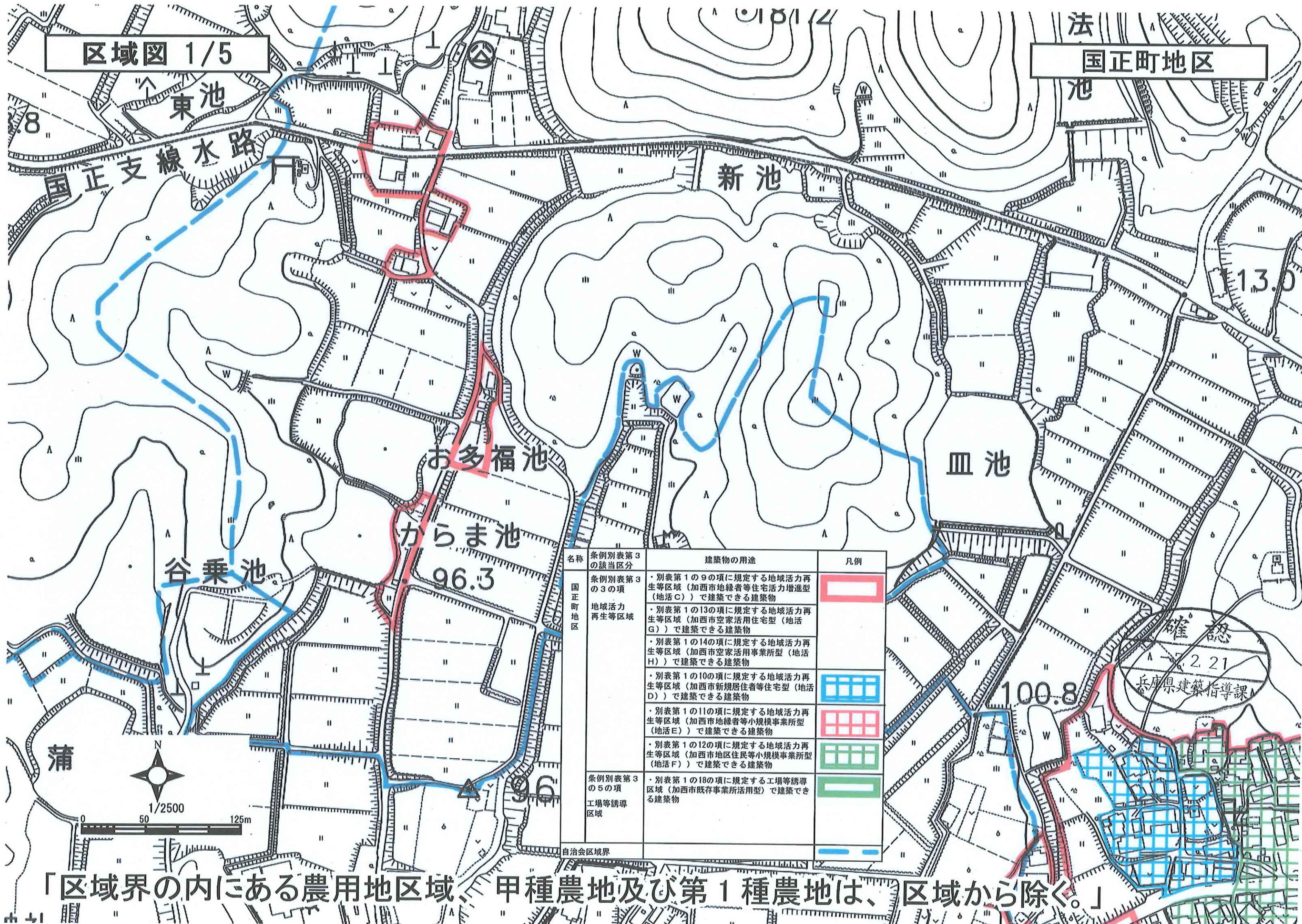


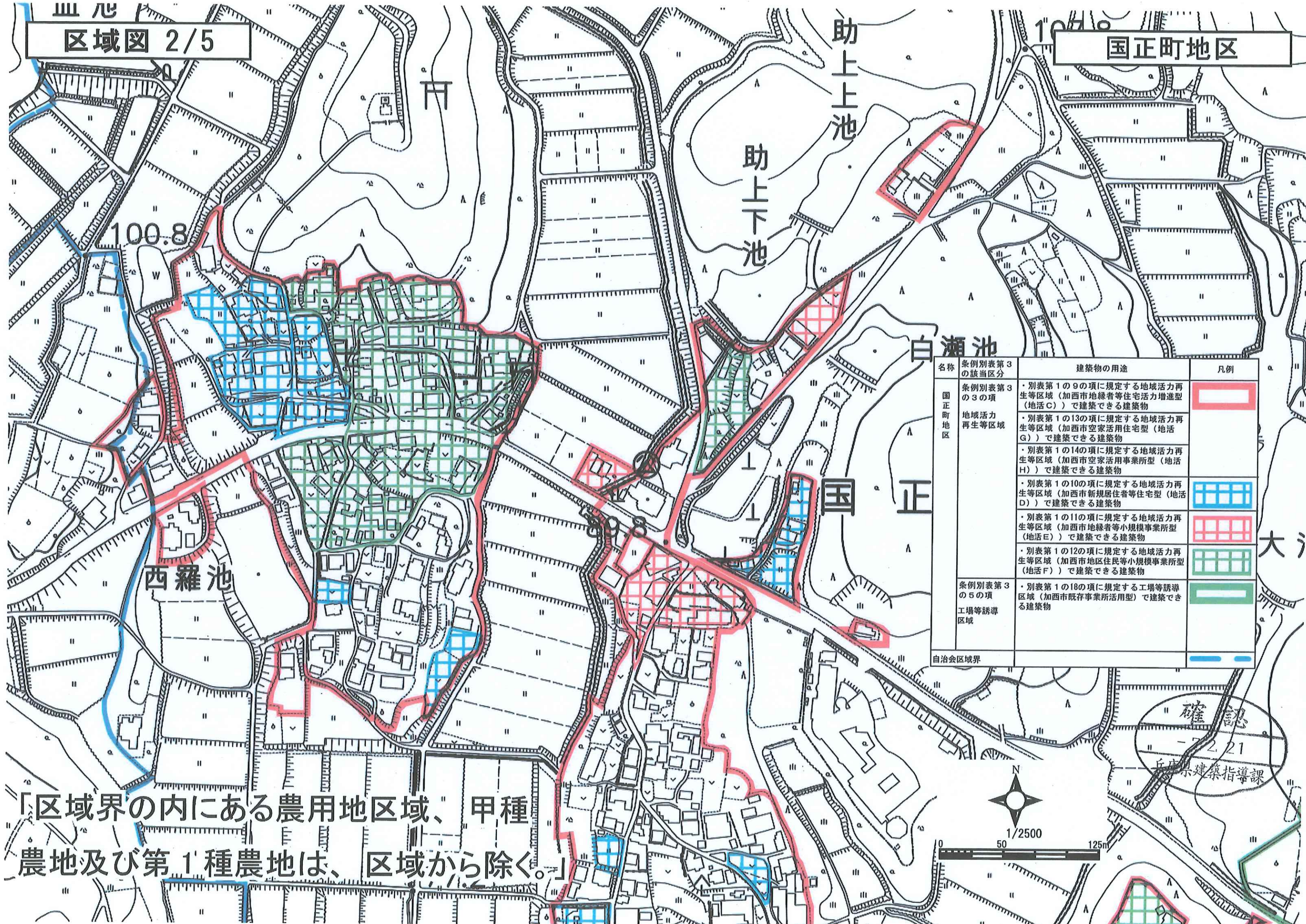
区域図 1/5

国正町地区



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
国正町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界	条例別表第3の5の項 工場等誘導区域	・別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）で建築できる建築物	

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
国正町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の5の項	工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）で建築できる建築物	
	自治会区域界		

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認
7.2.21
兵庫県建築指導課

国正町

西羅池

95.9

77.2

73.9

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
国正町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物 ・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物 ・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の5の項 工場等誘導区域	・別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

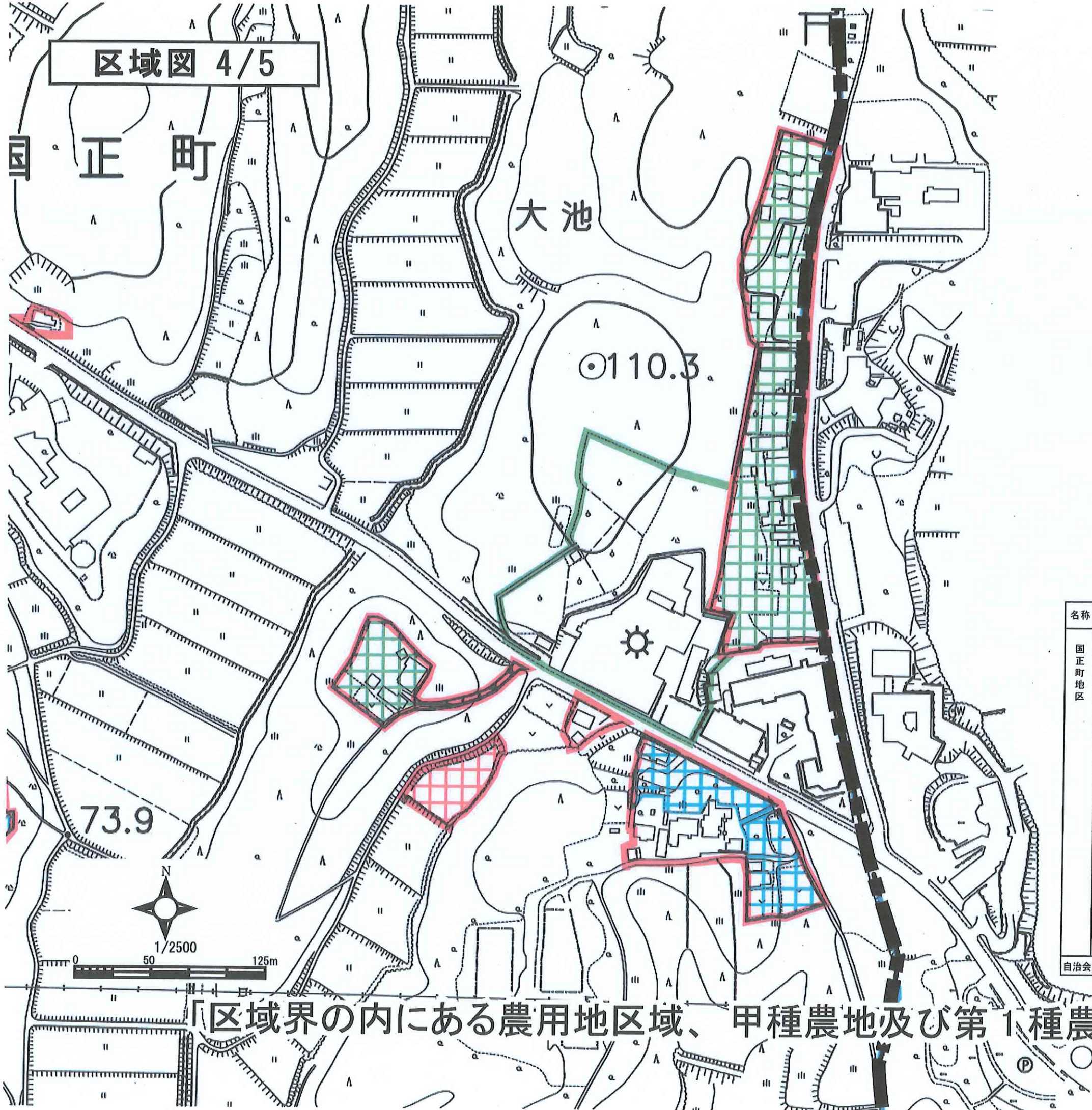


1/2500

0 50 125m

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認
72.21
兵庫建築指導課



確認

- 7.2.21

兵庫県建築指導課

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
国正町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の5の項	工場等誘導区域	
	自治会区域界		

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

区域図 5/5

立 国正町地区

磨中央公園

五助谷池

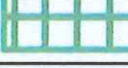
谷池

五領ヶ谷池

皿池

59.9

61.1

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
国正町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の5の項	工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

弁天池

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

85.2



1/2500

0 50 125m

確認

- 7.2.21

兵庫県建築指導課